

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の 新型コロナウイルスに係る減免申請について

■問合せ 国民健康保険税 税務財政課税務グループ (☎ 74-3003)
後期高齢者医療保険料 国保・医療グループ (☎ 74-3002)

町では新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯などに対し、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の減免を行います。

※介護保険料の減免申請については、広報7月号に掲載していますので確認ください。

国民健康保険税

令和2年度分(令和2年4月～令和3年3月分)は、令和2年7月10日(金)に決定通知書・納付書を発送しています。



後期高齢者医療保険料

令和2年度分(令和2年4月～令和3年3月分)は、令和2年7月13日(月)に決定通知書・納付書を発送しています。



減免対象

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った場合。
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の令和2年中の事業収入などの減少があり、(1)～(3)の要件に当てはまる場合。

減免要件

- (1) 主たる生計維持者の事業収入や給与収入などのいずれかの減少額が、令和元年中と比べて10分の3以上であること。
- (2) 主たる生計維持者の令和元年中の所得の合計額が1,000万円以下であること。
- (3) 主たる生計維持者の、減少が見込まれる所得以外の令和元年中の所得の合計額が400万円以下であること。

※主たる生計維持者とは基本的に住民票上の世帯主です。ただし、住民票上の同一世帯員の場合、申出により主たる生計維持者とすることができます。

⚠ 注意事項

上記要件に該当する場合でも、世帯の主たる生計維持者の令和元年中の所得額が0円など、所得状況や加入状況により、計算の結果、減免額が0円となる可能性があります。

主たる生計維持者が非自発的失業による軽減対象となっている場合、新型コロナウイルスの影響による減免の対象とはなりません。

詳細については、決定通知書に同封しているお知らせを確認していただくか、問い合わせください。